

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 27 日

尼崎市長 殿

提出者



住所 尼崎市東難波町5-19-16

氏名 医療法人社団智聖会安藤病院

理事長 北浦 奈由

電話番号 06-6482-2922

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団智聖会安藤病院
事業場の所在地	尼崎市東難波町5-19-16
計画期間	2022年4月1日から2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数153床
③従業員数	210人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋭利なものを含む感染性廃棄物→専用ペール缶に廃棄</li> <li>・ 非鋭利な感染性廃棄物→専用段ボールに廃棄</li> <li>・ 感染性廃棄物では無いが紛らわしいもの(医療用品のパッケージ等)→非感染性廃棄物として色分けしたビニール袋に廃棄</li> <li>● 感染性廃棄物【収集運搬】株式会社摂津清運 【中間処理・最終処分】株式会社大栄環境</li> <li>● 非感染性廃棄物【収集運搬・中間処理】株式会社摂津清運 【最終処分】株式会社大栄環境</li> </ul>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・管理責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・病院長
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者・・・・・・・・・・経理部長
- ・廃棄物責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・各部門責任者
- ・部署担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・各部署責任者

各部署担当一覧

- ・外来(外来師長)
- ・OP室(OP室師長)
- ・病棟(看護部長)
- ・総務経理(経理部長)
- ・薬局(薬局主任)
- ・検査科(検査科科長)
- ・内視鏡室(放射線科技師長)
- ・リハビリテーション科(リハビリテーション科主任)
- ・放射線科(放射線科技師長)
- ・歯科(歯科責任者)
- ・栄養課(栄養課責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	144.498 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	48 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・責任を持って廃棄物を適切に管理、廃棄する。 ・感染性のあるものとそうでないものは、しっかり分別し無駄な感染性廃棄物を出さない。(薄い紙の箱は破いて細かくし、排出量を減らしていく。)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利な感染性廃棄物は専用ペール缶へ、非鋭利な感染性廃棄物は専用の段ボールへ、非感染性廃棄物は色分けしたごみ袋へ分別。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類を明確に表示し、間違いが無いように徹底する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)  特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)  特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)  特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)  特になし			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)  特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)  特になし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	144.498 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	144.498 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)  特になし		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	48 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	48 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>優良な産業廃棄物業者と排出事業主がパートナーシップを組む事で産業廃棄物処理業の質を高め産業廃棄物処理業界の発展に貢献する為今後も継続して優良認定処理業者へ感染廃棄物の処理委託を依頼して、不適正処理や不法投棄をされるリスクを負わないように、環境に配慮した病院経営を行います。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和3年度実績)】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		144.498 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>電子マニフェスト導入済</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。